

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
藤井寺工科高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="418 520 1626 953"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>令和元年8月5日から同月8日まで</td> <td>39,480円</td> <td>1人</td> <td>令和元年10月1日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>令和元年8月9日から同月12日まで</td> <td>56,880円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月30日</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>令和元年8月8日から同月11日まで</td> <td>52,440円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月30日</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>令和元年8月8日から同月11日まで</td> <td>52,280円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月30日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>令和元年8月10日から同月11日まで</td> <td>39,180円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月30日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	石川県	令和元年8月5日から同月8日まで	39,480円	1人	令和元年10月1日	東京都	令和元年8月9日から同月12日まで	56,880円	1人	令和元年9月30日	千葉県	令和元年8月8日から同月11日まで	52,440円	1人	令和元年9月30日	千葉県	令和元年8月8日から同月11日まで	52,280円	1人	令和元年9月30日	東京都	令和元年8月10日から同月11日まで	39,180円	1人	令和元年9月30日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、職員に対し精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。          今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																													
石川県	令和元年8月5日から同月8日まで	39,480円	1人	令和元年10月1日																													
東京都	令和元年8月9日から同月12日まで	56,880円	1人	令和元年9月30日																													
千葉県	令和元年8月8日から同月11日まで	52,440円	1人	令和元年9月30日																													
千葉県	令和元年8月8日から同月11日まで	52,280円	1人	令和元年9月30日																													
東京都	令和元年8月10日から同月11日まで	39,180円	1人	令和元年9月30日																													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年1月14日から同年2月26日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受 検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
岸和田 支援学 校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、当該行為を怠り、未精算となっているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="373 562 1644 705"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>旅費支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県洲本市</td> <td>令和元年8月28日から同月29日まで</td> <td>29,090円</td> <td>2人</td> <td>令和元年9月30日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	旅費支給日	兵庫県洲本市	令和元年8月28日から同月29日まで	29,090円	2人	令和元年9月30日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行った。</p> <p>また、支出命令起案時に精算のチェック欄を設けることにより担当者の精算漏れをなくすとともに、精算の起案時において支出命令伺を併せて回付しダブルチェックすることにより、チェック機能を強化する。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	旅費支給日									
兵庫県洲本市	令和元年8月28日から同月29日まで	29,090円	2人	令和元年9月30日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年1月14日から同年2月26日まで）